

令和 6年12月1日

お客さま各位

東栄信用金庫

融資契約が終了した契約書類の取扱方法の変更について

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では従来、融資契約終了後の金銭消費貸借証書、変更契約証書等の契約書類については、一律にお客様にご返却しておりましたが、令和7年2月1日以降は、希望するお客様についてご返却し、ご返却を希望されないお客様は、当金庫において契約書類を一定期間保管し、保管期間経過後、廃棄させていただく取扱いに変更することといたしました。

つきましては、融資契約が終了した契約書類の返却をご希望のお客様は、お手数ですが契約終了日から3か月以内にお取引店舗までお申し出いただきますよう、お願い申し上げます。

誠に勝手ではございますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点等がございましたら、お取引店舗もしくはお近くの当金庫本支店窓口までお問い合わせください。

以上

